

意見書等

(条例)

議員提出議案第十七号

青森市議会委員会条例の一部を改正する条例

右の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び会議規則第十四条の規定により提出します。

青森市議会委員会条例(平成十七年青森市条例第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「十人」を「十一人」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の青森市議会委員会条例第四条に規定する議会運営委員会(以下「旧委員会」という。)の委員、委員長及び副委員長として選任又は互選されている者は、それぞれこの条例による改正後の青森市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第四条に掲げる議会運営委員会の委員、委員長及び副委員長として選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正後の条例第四条第三項において準用する第二条第一項の規定にかかわらず、旧委員会における委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧委員会に付託されている事件は、改正後の条例第四条に規定する議会運営委員会に規定する議会運営委員会に付託されたものとみなす。

提案理由

議会運営委員会の定数を改正するため、提案するものである。

~~~~~

~~~~~